

## 利用するには？

法律に基づく公的な機関です。安心してご相談ください。



福祉人材センターは、社会福祉法に基づき県知事の指定を受けて山形県社会福祉協議会に設置された公的な機関です。無料職業紹介事業については、職業安定法により厚生労働大臣の認可を得て実施しています。

### 来所

下記の地図を参照のうえお越しください。

公共交通機関をご利用の方は、JR山形駅から山交バスをご利用ください。

利用時間 月～金曜 / 9:00～17:00

(土・日曜、祝日及び12月29日～1月3日は休日)

### 出張相談会の利用

遠方等で当センターに来所できない方は、毎月各ハローワークやマザーズジョブサポートで開催している出張相談会をご利用ください。(日程は当センターホームページをご覧ください)

- ハローワーク山形、鶴岡、酒田、米沢、新庄、寒河江、村山、長井
- マザーズジョブサポート山形、庄内



### オンライン相談

来所が難しい場合でも、PCやスマホを利用して対面と同じような相談が可能です。

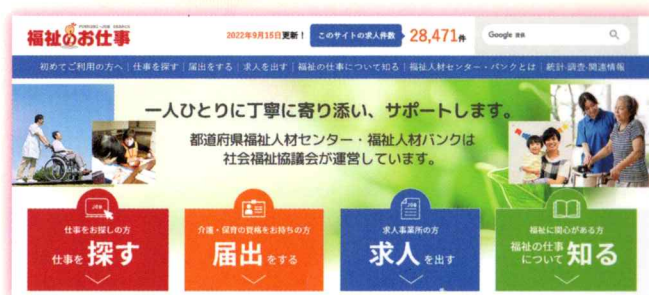
※前日までの事前予約制です。



オンライン相談はこちらから

### インターネットからの利用

Web サイト  
入り口はこちら



## 福祉のお仕事

インターネットで求職登録ができます。  
 ◎福祉の仕事内容や資格、最新の求人情報を閲覧できます。  
 ◎ネット上で求人への応募や福祉人材センターへの紹介状発行依頼ができます。

<http://www.fukushi-work.jp>

福祉のお仕事 検索



スマホはこちらから

### 求職者の方

インターネット経由で直接求人の登録申請ができます。  
 ◎「福祉のお仕事」へ事業所情報・求人情報の掲載の他、圏内の登録求職者への情報提供、マッチング、就職フェアや研修会のご案内なども行います。

<http://www.fukushi-work.jp/kyujin>

福祉のお仕事 事業所用ページ 検索

## 福祉の仕事のことなら何でもご相談ください

# 山形県福祉人材センター

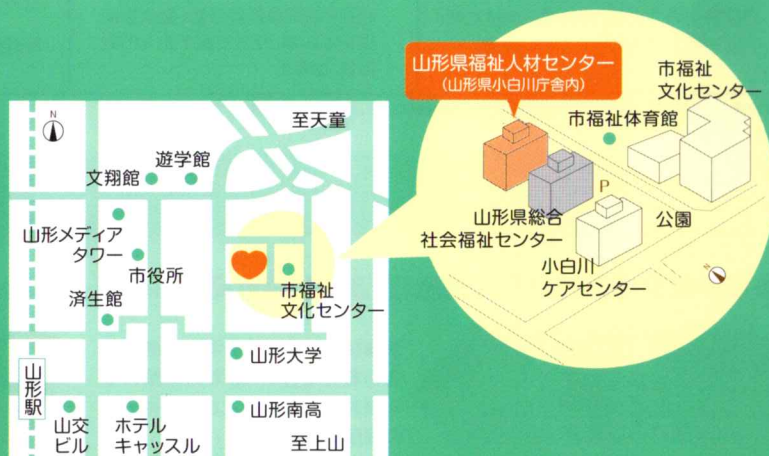
(福祉人材無料職業紹介所 厚生労働大臣認可番号 06-ム-010005)

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3番30号(山形県小白川庁舎内1階)

TEL.023-633-7739 FAX.023-633-7730

◎山形県福祉人材センター特設サイト「福祉の仕事を見つけよう！」

<https://www.ymgt-shakyo.info/>



# 就職あっせんから人材育成まで 応援します! 福祉のお仕事!

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

(福祉人材無料職業紹介所)





笑顔に出会えた 自分も変わった  
だから、一生の仕事

## 福祉人材無料職業紹介事業を行っています

就職相談

- 福祉の仕事内容や資格、福祉職場への就職に関する相談に応じます。
- 有資格者はもちろん、無資格・未経験の方でもお気軽にご相談ください。専門のキャリア支援員が求人情報や応募へのアドバイス、資格取得方法などきめ細かに対応します。

求職登録  
就労支援

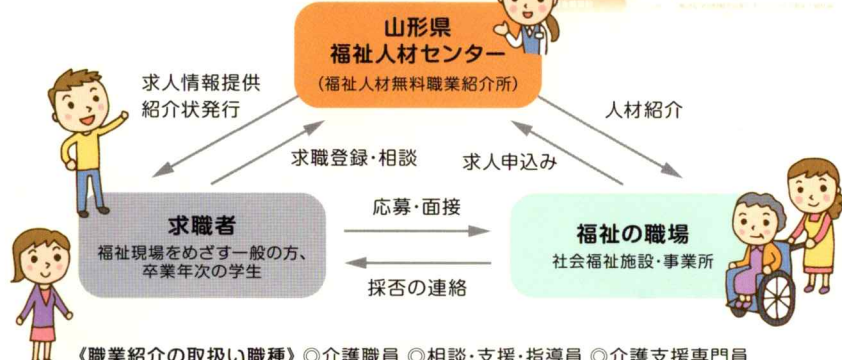
- 求職登録は、センター窓口のほか郵送やインターネットでも登録可能です。求職登録をすると、ご希望の勤務条件に合った求人情報の提供や紹介、あっせんを行います。

求人登録  
事業所登録

- 応募したい求人がある場合、面接日時の調整と紹介状を発行します。面接前の事業所事前見学なども随時調整します。

情報提供

- 人材を求めている社会福祉事業者等の相談に応じ、求職者を紹介します。事業所登録、求人登録は「福祉のお仕事」ホームページから登録できます。
- ホームページやFacebookを活用し、求人情報や各種イベント情報(就職フェア、施設見学会、再就職支援研修など)をタイムリーに発信します。
- 「福祉のお仕事」ホームページの求職者マイページ登録、事業所マイページ登録でも、福祉の最新情報をいち早くお届けします。



- 《職業紹介の取扱い職種》◎介護職員 ◎相談・支援・指導員 ◎介護支援専門員  
◎ホームヘルパー ◎保育士 ◎社会福祉協議会職員 ◎看護職 ◎理学療法士・作業療法士  
◎事務職員 ◎栄養士・調理員 ◎施設長・管理者サービス提供責任者 ◎運転手 など



福祉の仕事を知る・学ぶ

### 福祉の仕事フェア(就職面談会)の開催



求人及び相談ブースを設け、求人・求職者の直接面談の場を設定し、就労機会の拡大と事業所の人材確保を図るとともに、福祉の仕事の内容や魅力を伝えるイベントも併催します。(山形労働局等と共催)

### 人材確保に関する相談・支援

施設や福祉サービス事業者の人材確保に関する相談をお受けするほか、各種情報の提供や事業所向けセミナーを開催し、福祉業界の人材確保と定着を支援します。

### 出張相談会の開催 各種就職面接会への参画

県内8カ所のハローワークやマザーズジョブサポート(山形、酒田)で毎月1回、出張相談会を行っています。労働局や地域雇用対策協議会などが主催する就職面接会で「福祉の仕事相談」を実施します。

## 福祉のお仕事に携わるひとりに丁寧に寄り添い支えます

### 介護施設見学会 保育所見学会の開催

就労希望者や福祉の仕事に興味のある方が、実際に福祉施設の雰囲気や働くスタッフの姿を見学できる「介護施設見学会」「保育所見学会」を開催します。福祉人材センターやハローワークスタッフも同行するので、安心して参加できます。

### 福祉の仕事に関する啓発・ 広報・ガイダンスの実施

福祉の仕事に興味をもていただくためのトークショーや、ミニ講座などを開催します。ガイドブック等を作成し、福祉の仕事内容や魅力を伝え、福祉の仕事の啓発を図ります。高校生や養成施設学生を対象としたガイダンスなどで情報提供を行います。

### 関係機関・団体との 協働・支援

山形労働局、ハローワークやまがた、介護労働安定センター山形支所、山形県ナースセンターで、連携活動を行っています。山形県介護職員サポートプログラム推進会議や保育士サポートプログラム推進会議など福祉人材確保推進協議会に参画しています。

## 福祉従事者の資質向上と定着を支援します

### ●社会福祉従事者に対する研修の企画・実施

社会福祉研修計画に基づいた研修会を開催。マンパワーの定着や質の向上、キャリアアップを支援します。

研修項目/区分
① 新任・現任・専門研修
② キャリアパス対応生涯研修課程
③ 人材確保・育成・定着支援研修

詳細は山形県社会福祉研修センターホームページをご覧ください。  
<http://www.ymgt-shakyo.or.jp/kenshu/>



### ●介護支援専門員実務研修受講試験、各種研修事業

山形県の指定事業として、介護支援専門員養成のための「実務研修受講試験」「実務研修」「更新・再研修」を実施しています。



### ●介護職員学習交流会

県内の介護職員が施設を越えて交流する場をつくり、仕事への思いや課題を共有し、より良いサービスにつなげていけるよう支援します。

## 保育士相談窓口

仕事の悩み…。まずは気軽に相談してみませんか？誰かに話をすることで、心と体が楽になり、悩み解決のきっかけになるようお手伝いします。

電話相談	専用電話 ☎023-634-1150	平日9:00~17:00 (土・日曜日、祝日及び年末年始除く)
------	-----------------------	------------------------------------

社会保険労務士やキャリアコンサルタントなど専門職が対応します。

来所相談	保育士相談 10:00~17:00	相談日等の詳細は福祉人材センターのホームページをご確認ください。
------	----------------------	----------------------------------

山形県福祉人材センター相談室(山形市小小白川町二丁目3番30号)  
予約制ではありませんが、事前に電話またはメールでご連絡ください。

メール相談	保育士相談 hoikusoudan@ymgt-shakyo.or.jp
-------	--

返信についてはお時間をいただく場合があります。

仕事の悩み抱え込まずに相談！



## 潜在有資格者の復職を支援します

もう一度福祉のお仕事へ

### ●保育士再就職支援事業の実施

保育士再就職支援コーディネーターを配置して、保育現場の人材確保と定着支援、および潜在保育士の掘り起しや復職のためのサポートを行います。

- ◎保育士再就職支援研修会の実施(年4回)
- ◎ハローワークやマザーズジョブサポートで巡回相談会の実施(毎月)



### ●就職準備金貸付事業の実施(返還免除付き貸付)

※いずれの貸付も一定の要件があります

介護人材再就職準備金	潜在保育士就職準備金
障害福祉分野就職支援金	介護分野就職支援金

### ●介護福祉士等資格保有者の届出受付と再就職促進事業の実施

届出をすると	届出対象資格	届出、登録の方法
◎福祉の仕事フェアや研修など各種イベント情報をお届けします。 ◎離職の方には、再就職に向けた相談や求人のあっせんを行います。	◎介護福祉士※、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)ホームヘルパー1級・2級課程、(旧)介護職員基礎研修、生活援助従事者研修、介護に関する入門的研修、保育士	福祉人材センター窓口のほか、パソコンやスマホから <a href="http://www.fukushi-work.jp/todokede/">http://www.fukushi-work.jp/todokede/</a>

※介護福祉士の資格をお持ちの方は、社会福祉法により、届出が努力義務となっています。

届出おまちしています!!



## 学費と資格取得をサポートします

### ●修学資金等貸付事業の実施(返還免除付き貸付)

- ◎介護福祉士修学資金
- ◎社会福祉士修学資金
- ◎福祉系高校修学資金
- ◎保育士修学資金

養成施設に在学する学生に修学資金の貸付を行い、将来的に県内で介護職員や保育士として働く人材の確保を図ります。

- ◎介護福祉士実務者研修受講資金

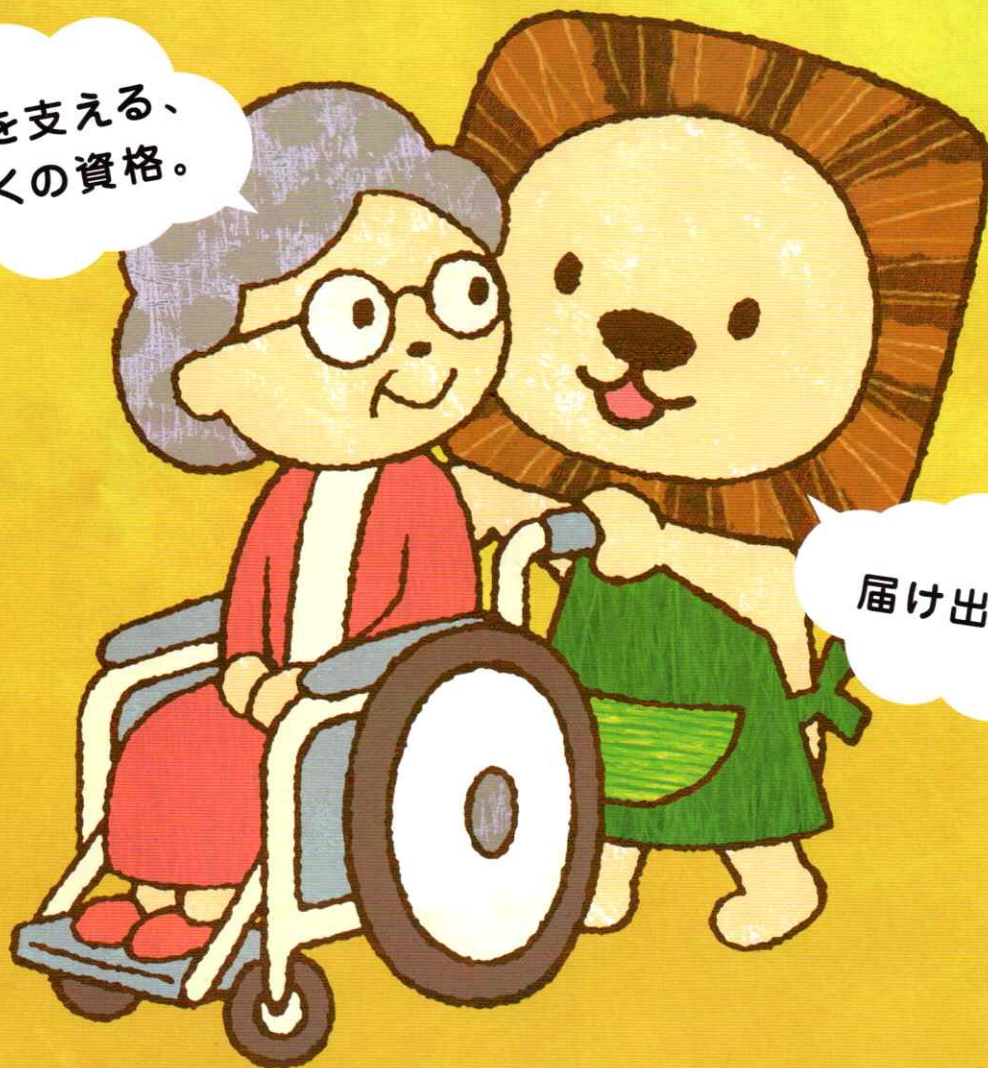
介護福祉士国家試験の受験要件となる実務者研修受講費用の貸付を行い、質の高い介護人材の定着促進を図ります。





# 介護福祉士等の資格を お持ちの皆さん

あなたを支える、  
せつかくの資格。



届け出してね。

資格を  
取得した時に



研修を  
修了した時に



一時的に職場を  
離れる時に



ステップアップ  
の時に



届け出るだけで、いつでも福祉・介護の仕事の各種相談・サポートがずっと受けられる

## 介護の有資格者 届出制度をご活用ください。

届出できる  
資格・研修

介護福祉士

介護職員  
初任者研修

介護職員  
実務者研修

旧ホームヘルパー  
養成研修1級・2級課程

旧介護職員  
基礎研修

生活援助  
従事者研修

介護に関する  
入門的研修



## 介護の届出制度とは

- 介護の仕事は社会的にますます重要な仕事となっています。そこで、国は介護福祉士の資格を持つ方々の届出制度を平成 29 年 4 月に創設しました。福祉人材センターに届出していただくことで、介護に関わる最新情報や研修によるスキル維持・向上のサポート、就労支援などが受けられます。

※介護福祉士の資格をお持ちの方は、社会福祉法により、届出が努力義務となっています。

## 資格を届出すると…

### POINT 01

#### 最新情報をお届けします。

介護の仕事に関する様々な情報をお届けします。

例) 福祉・介護に関するニュース、就職活動に役立つ情報、各種イベント情報、求職中の方には求人情報など

### POINT 02

#### 介護知識・技術の研修や職場体験をサポートします。

離職などによりブランクのある方には、介護の知識・技術の研修や、介護の現場の現状や個々の職場の実情を肌で知るための職場体験のサポートも行います。

### POINT 03

#### 福祉人材センターが就職をきめ細かにお手伝いします。

福祉の仕事に就職をご希望の場合は、山形県福祉人材センターが、新しい活躍の場と出会うお手伝いをいたします。

登録は無料です♪



## 福祉のお仕事

届出は  
Webサイトで  
登録できます! ▶

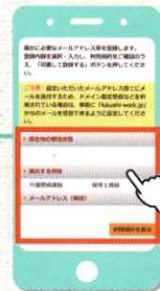


## 登録手順 \ 簡単3ステップ! /



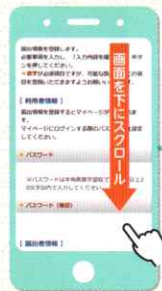
### STEP1 アクセス

届出をする  
をクリック。



### STEP2 仮登録

あなたの情報を入力してください。  
入力したメールアドレスが  
あなたのログインIDになります



### STEP3 本登録

メールで届いたURLからアクセスし、  
あなたの情報を入力してください。

登録完了!

※個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、ご登録いただいた個人情報は適切にお取り扱いいたします。

## よくある質問 Q&A

Q 情報はどのように届きますか?

A Webサイトで届出登録されたメールアドレス宛にメールが届きます。

Q すでに介護の仕事をしていますが、届出したほうがよいですか?

A 就職活動に関する情報以外にも福祉の仕事に役立つ情報をお届けしていますので、ぜひご登録ください。

Q 届出後、すぐに就職支援を受けるにはどうしたらよいですか?

A 届出後に就職登録を行うことにより就職支援をさせていただきます。詳しくは山形県福祉人材センター窓口までお問合せください。



介護福祉士の資格を取得し、山形県内の介護福祉の職場で  
就労を目指す学生のみなさんへ！**学費をサポートします！**

## 介護福祉士修学資金のご案内

この制度は、国からの補助を受け山形県社会福祉協議会が介護福祉士の資格取得をサポートし、山形県内での介護・福祉人材の確保を目指すものです。

介護福祉士養成施設(※)に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸付けます。

(※) 社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設



### ▶貸付内容

- ①月額 **5** 万円以内（年額 60 万円以内）
  - ②入学準備金 **20** 万円以内
  - ③就職準備金 **20** 万円以内
- すべて**無利子**でお貸しします。

### ▶返還免除

卒業後、5年間継続して  
介護・福祉の仕事に従事

➡ **全額返還免除！**

※ 返還免除の要件は裏面をご覧ください。



入学された介護福祉士養成施設を経由して申込みとなります。

詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町二丁目 3-30 電話 023-633-7739

ホームページ <https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/>

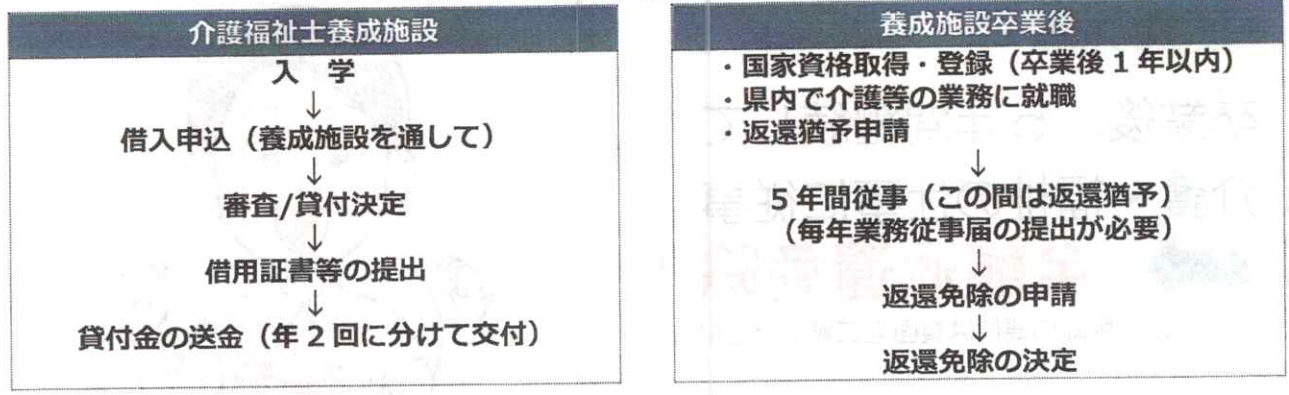


## 介護福祉士修学資金貸付制度の内容

▶貸付額	<p>月額 5万円以内（年額60万円以内）</p> <p>初回貸付時に入学準備金20万円、最終回に就職準備金20万円を加算することができます。</p> <p>その他、国家試験受験対策費用4万円加算あり</p>
▶貸付期間	介護福祉士養成施設に在学している期間
▶返還免除	<p>養成施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士の登録を行い、山形県内の社会福祉施設などの介護等の業務に就き、5年間引き続きその業務に従事した場合は、<b>全額返還免除</b>となります。</p>
▶借入申込	入学された介護福祉士養成施設を經由して申込みとなります。（養成施設の推薦状が必要です。）

令和4年度募集人数：30名程度      申請期限：令和4年5月20日（金）必着

### << 貸付の申請から返還免除までの流れ >>



### << 貸付金の返還 >>

養成施設を途中で退学または、所定の期間前に介護等の業務を辞めた場合（介護等の業務に従事しなかった場合）は、貸付金を返還しなければなりません。

お問合せ  
 社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター  
 〒990-0021 山形市小白川町二丁目3-30 電話 023-633-7739  
 ホームページ <https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/>



社会福祉士の資格を取得し、山形県内の介護・福祉の職場で  
就労を目指す方へ！ **学費をサポートします！**

## 社会福祉士修学資金のご案内

この制度は、国からの補助を受け山形県社会福祉協議会が社会福祉士の資格取得をサポートし、山形県内での福祉人材の確保を目指すものです。

社会福祉士養成施設(※)に在学し、社会福祉士の資格取得を目指す学生に対し修学資金を貸付けます。

(※) 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（福祉系大学は対象外となります）



### ▶貸付内容

- ①月額 **5** 万円以内（年額 60 万円以内）
  - ②入学準備金 **20** 万円以内
  - ③就職準備金 **20** 万円以内
- すべて**無利子**でお貸しします。

### ▶返還免除

卒業後、5年間継続して  
介護・福祉の仕事に従事

**➡ 全額返還免除！**

※ 返還免除の要件は裏面をご覧ください。



入学された社会福祉士養成施設を經由して申込みとなります。

詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町二丁目 3-30 電話 023-633-7739

ホームページ <https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/>

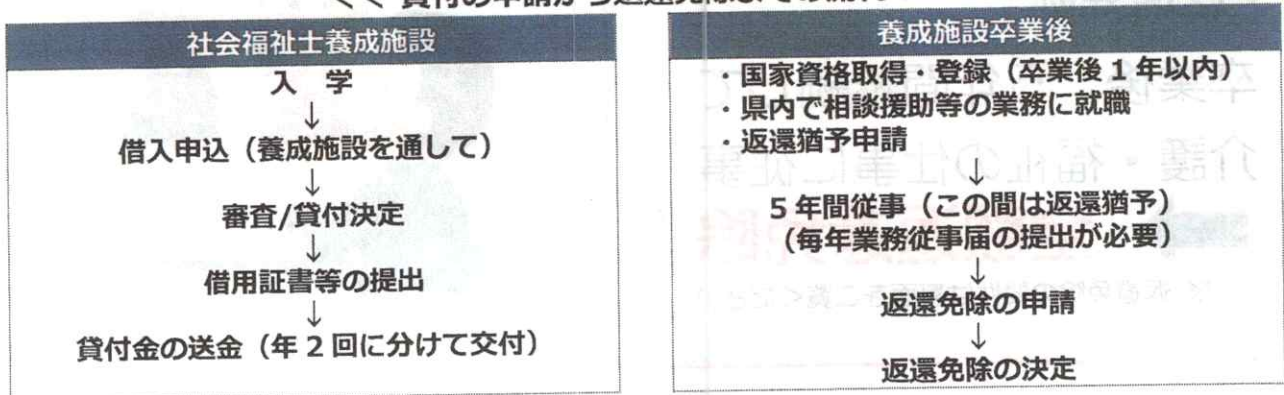


## 社会福祉士修学資金貸付制度の内容

▶貸付額	月額 5万円以内（年額60万円以内） 初回貸付時に入学準備金 20万円、最終回に 就職準備金 20万円を加算することができます。
▶貸付期間	社会福祉士養成施設に在学している期間
▶返還免除	養成施設を卒業した日から1年以内に、社会福祉士の登録を行い、山形県内の社会福祉施設などの相談援助業務等に就き、5年間引き続きその業務に従事した場合は、 <b>全額返還免除</b> となります。
▶借入申込	入学された社会福祉士養成施設を經由して申込みとなります。（養成施設の推薦状が必要です。）

令和4年度募集人数：若干名 申請期限：令和4年5月20日（金）必着

### << 貸付の申請から返還免除までの流れ >>



### << 貸付金の返還 >>

養成施設を途中で退学または、所定の期間前に相談援助等の業務を辞めた場合（相談援助等の業務に従事しなかった場合）は、貸付金を返還しなければなりません。

お問合せ >>

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町二丁目 3-30 電話 023-633-7739

ホームページ <https://www.ymgf-shakyo.or.jp/jinzai/>



介護福祉士を目指す方へ

# 福祉系高校修学資金

## 介護福祉士の「福祉系高校修学資金」とは

福祉系高校に在学し介護福祉に関する科目を履修する方は、卒業後に介護福祉士国家試験に合格することで介護福祉士の資格を取得することができます。

現在福祉系高校に在学中で、介護福祉士の資格の取得を目指す皆さまをサポートするため、下記のような「福祉系高校修学資金貸付事業」があります。

### ▶ 以下の費用をお貸しします。

- 修学準備金（入学金を除く） 3万円（入学時）
- 介護実習費 3万円（年額）
- 国家試験受験対策費用 4万円（卒業時）
- 就職準備金 20万円（卒業時）

- ▶ 介護福祉士の資格取得後、3年間介護や福祉等の業務に従事することで、貸付金の**返還が全額免除**されます。

## ご利用条件について

○福祉系高校に在学している方で、卒業後、山形県内において介護や福祉等の仕事に就く予定の方が「福祉系高校修学資金」の対象です。

○卒業後、1年以内に介護福祉士の登録を行う必要があります。

○なお、大学や短大、専門学校等に進学した場合は、大学等を卒業後に、介護福祉士の登録や介護や福祉等の仕事に就く必要があります。

## 返還の免除について

福祉系高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、山形県内で3年間、介護や福祉等の業務に従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

## お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター  
〒990-0021 山形市小白川町2-3-30 TEL：023-633-7739  
ホームページ <https://www.ymgt-shakyo.or.jp>



実務者研修を受講し、介護福祉士資格取得を目指す方を応援！  
実務者研修受講費用（最大 20 万円）をお貸しします。

## 介護福祉士実務者研修受講資金

この制度は、山形県社会福祉協議会が国からの補助を受け、介護福祉士を目指し介護福祉士実務者研修を受講する介護職員等に研修受講費用等の貸付を行い、受講にかかる負担を軽減することにより、将来、山形県内の介護福祉士有資格者を増やし、介護職員の質の向上を図るものです。

### ▶実務者研修とは

平成 28 年度から介護福祉士国家試験受験者に対して義務付けられた研修制度です。幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の習得、今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の習得、さらに医療的ケアに関する知識や技術の習得を目指して行われるものです。

実務者研修の期間は概ね 6 カ月、450 時間が基本ですが、過去に受講した研修科目（介護職員初任者研修やホームヘルパー 2 級研修など）によって、科目免除制度があります。科目「介護過程Ⅲ」および「医療的ケア」の演習はスクリーング（10 日～16 日程度）ですが、それ以外の科目は通信で習得可能です。

実務経験 3 年以上 + 実務者研修 ⇒ 介護福祉士国家試験（筆記のみ）

▶対象者 実務者研修施設に在学している方で、介護福祉士国家資格取得後、山形県内で介護職員として引き続き従事する方

▶貸付額 20 万円以内 無利子（受講費用等として）

▶返還免除 介護福祉士資格取得後、2 年間  
継続して介護職に従事

➡ 全額返還免除！

※ 返還免除の要件は裏面をご覧ください。

※ 保証人（1 名）必要です。

※ 詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町二丁目 3-30 電話 023-633-7739

ホームページ <https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/>



# 介護福祉士実務者研修受講資金貸付の内容

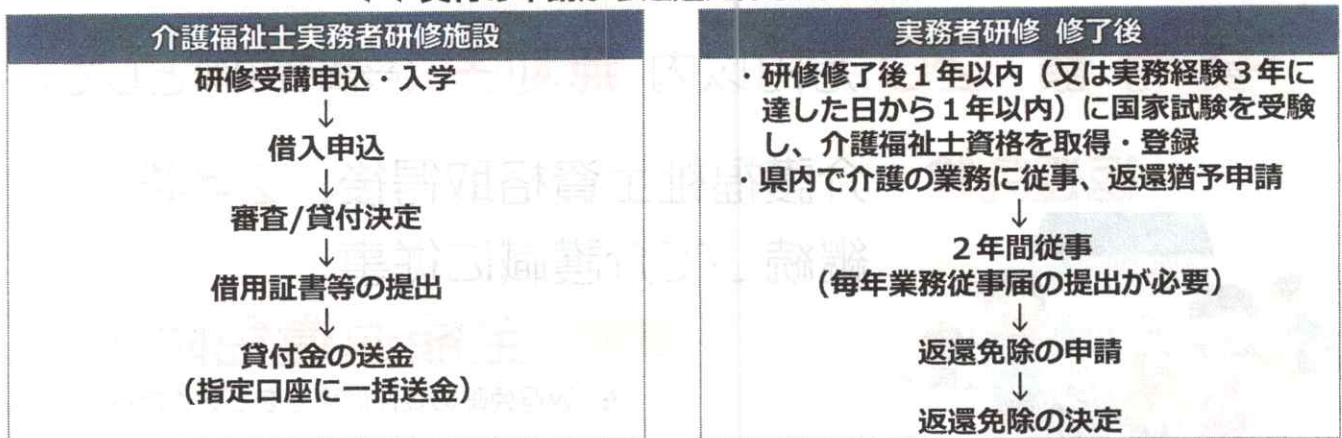
【令和4年度の募集締切】

第1期	5月6日(金)
第2期	7月1日(金)
第3期	9月2日(金)
第4期	12月2日(金)
第5期	3月1日(水)

募集人数：各期間 概ね 15名程度

▶貸付額	<p><b>20万円以内</b></p> <p>(受講料・実習費・教材費、国家試験受験手数料等として)</p>
▶対象者	<p>実務者研修施設に在学し、介護福祉士資格取得を目指す方で、資格取得後も山形県内で介護職として2年間以上従事しようとする方。</p> <p>(職業訓練として実務者研修を受講する場合や、生活福祉資金等その他の国庫補助事業等を利用する場合等は対象外。)</p>
▶返還免除	<p>実務者研修を修了した日(介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、その期間が3年に達した日)から1年以内に介護福祉士の資格を取得し、登録を行って山形県内で介護職の業務に2年間引き続き従事した場合、<b>全額返還免除</b>。</p> <p>(介護福祉士国家試験に合格しなかった場合は、翌年の受験まで貸付金返還の猶予申請が可能。)</p>
▶借入申込	<p>山形県福祉人材センターに申込みください。詳しくは山形県福祉人材センターのホームページをご覧ください。</p>

## << 貸付の申請から返還免除までの流れ >>



## << 貸付金の返還 >>

実務者研修施設を途中で退学または、所定の期間前に介護の業務を辞めた場合(介護等の業務に従事しなかった場合)は、貸付金を返還しなければなりません。

### << お問い合わせ >>

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町二丁目 3-30 電話 023-633-7739

ホームページ <https://www.yrngt-shakyo.or.jp/jinzai/>



## 介護福祉士実務者研修受講資金貸付のご案内

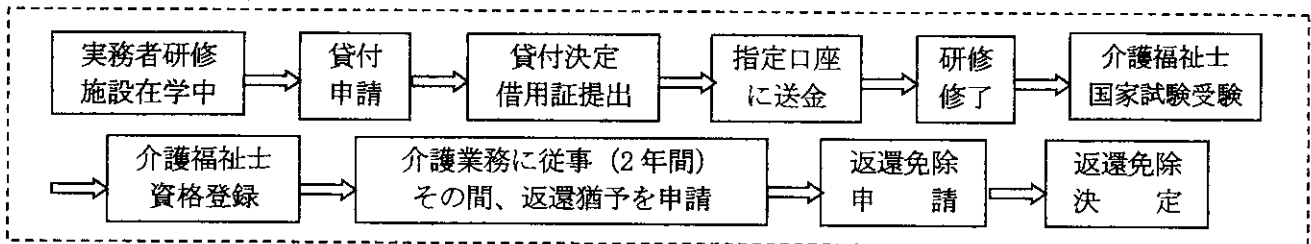
### 1. 介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の概要

#### (1) 貸付制度の概要

介護福祉士実務者研修施設等（以下、実務者研修施設）に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方に研修費用等を貸付けます。実務者研修施設を卒業後、介護福祉士の資格を取得し、山形県内（※）の社会福祉施設等で介護等の業務に2年間従事した場合は、返還が免除されます。

（※）国立障害者リハビリセンター等で従事する場合など、一部県外も含まれます（以下、同じ）

<申請手続きの主な流れ>



#### 【令和4年度の募集期間と募集人数】

第1期	令和4年5月6日（金）まで
第2期	令和4年7月1日（金）まで
第3期	令和4年9月2日（金）まで

第4期	令和4年12月2日（金）まで
第5期	令和5年3月1日（水）まで

募集人数は各募集期間とも 概ね15名程度

#### (2) 貸付対象者（①から③のすべてを満たす方）

- ① 実務者研修施設に在学し、介護福祉士の資格取得を目指す方  
（上記の締切日から1か月以内に実務者研修を受講する方も申請対象）
- ② 実務者研修施設を卒業（修了）した日又は業務に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日から1年以内に、介護福祉士の資格を取得・登録し、山形県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事しようとする方
- ③ 他の都道府県の本資金を借り受けていない方  
※ 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。  
※ 職業訓練として実務者研修を受講する場合は、貸付対象外となります。

#### (3) 貸付内容

貸付金額 20万円以内（受講料・実習費・教材費、国家試験受験手数料、その他必要経費）  
貸付利子 無利子（ただし、返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。）

#### (4) 資金の交付

貸付契約後、一括交付します。

#### (5) 連帯保証人（原則、①から③のすべてを満たす方を1名立てる必要があります。）

- ① 申請者とは別に生計を営んでいる方                      ② 山形県内に住所を有する方
- ③ 65歳未満の方で、市町村民税課税世帯の方

※ 申請者が未成年の場合は、別途、法定代理人も連帯保証人として必要です。



## (6) 返還の免除

実務者研修施設を卒業（修了）した日（実務者研修施設を卒業した日において介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は、介護等の業務に従事する期間が3年に達した日）から1年以内に介護福祉士の資格を取得し、資格登録を行って山形県内の社会福祉施設などで介護等の業務（※）に就き、2年間引き続きその業務に従事した場合は、返還が免除されます。

（※）返還免除対象となる介護等の業務とは、昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務となります。

## (7) 返還

介護福祉士未登録、介護職を離職し他産業へ転職、又は県外への転就職等の場合は、返還が必要です。返還は一括または月賦（返還期間12か月以内）とします。返還期間を過ぎた場合は延滞利息を徴収します。

※ 申請書類等の様式は山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードできます。  
<https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/>

## 2. 申請の手続き

### (1) 申請に必要な書類

- ① 実務者研修受講資金貸付申請書（第1号様式）
- ② 業務従事施設からの推薦状（第2号様式）  
※ 現在、介護福祉士国家試験受験資格の実務経験対象となる施設等で業務に従事していない方は提出不要
- ③ 実務者研修施設の受講証明書（第3号様式）  
※ 受講予定者（受講申込済みの方で、貸付の各募集期間締切日から1か月以内に受講開始の方に限る）の場合は「受講決定通知書」等、実務者研修に受講申込をしていることがわかる書類および受講期間がわかる書類
- ④ 住民票謄本
- ⑤ 申請者と生計を一にする世帯員の収入を証明する書類
  - ア) 給与所得のみの場合  
→ 源泉徴収票の写し又は所得証明書（直近の給与支給明細書の写しを添付）
  - イ) 営業所得、農業所得、年金収入など給与所得以外の所得がある場合  
→ 確定申告書の写し又は所得証明書  
→ 年金振込通知書若しくは公的年金等の源泉徴収票の写し又は所得証明書
- ⑥ 保証人となる方の収入を証明する書類（上記⑤参照）
- ⑦ 生活保護受給世帯の方は福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書
- ⑧ 返信用封筒・通信用切手  
返送先の住所・氏名を明記した返信用封筒（角2・240mm×332mm）に140円分の切手を貼付して下さい。

## 3. 貸付可否の決定（事務手続きの予定）

各募集期間の締切り後、提出された書類を審査し、貸付の可否を決定します。その後、貸付が決定した方と契約締結（借用書等の提出）し、貸付金を指定口座に一括で送金します。

（審査決定から送金まで4週間程度かかります。）

## 4. 申し込み先・問い合わせ先

※ご不明な点がございましたらお気軽にお問合せ下さい。

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-30 電話 023(633)7739



復職！再チャレンジ！ 介護の仕事に再就職する方を応援します！  
再就職する際に必要な費用（最大40万円）をお貸しします。

# 再就職準備金貸付

この制度は、山形県社会福祉協議会が国からの補助を受け、介護職員として一定の知識と経験を有し、介護の現場から離れていた方が、再び介護職員として就職する際に、再就職に必要な費用を貸し付け、有資格者の再就職を応援するものです。

## ▶対象者 次の全てを満たす方

- ☑ 介護職員(※)としての経験が1年以上ある
- ☑ 次のいずれかの資格を持っている  
介護福祉士、実務者研修修了、初任者研修修了  
基礎研修修了、ヘルパー1級、ヘルパー2級
- ☑ 山形県内の介護保険サービス事業所等に介護職員(※)として再就職が決定した
- ☑ 介護職員として再就職するまでに山形県福祉人材センターに氏名・住所等の届出または求職登録を行っている



(※) 居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等)を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業(同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業)若しくは第一号通所事業(同号ロに規定する第一号通所事業)を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。)の業務である者

## ▶貸付額 40万円以内 無利子

(例えば、学び直しの講習会参加経費等として)

## ▶返還免除 再就職した日から2年間継続して山形県内で介護職に従事

→ **全額返還免除!**

※ 返還免除の要件は裏面をご覧ください。

※ 保証人(1名)が必要です。

※ 詳細については、お気軽に下記までお問い合わせください。



社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

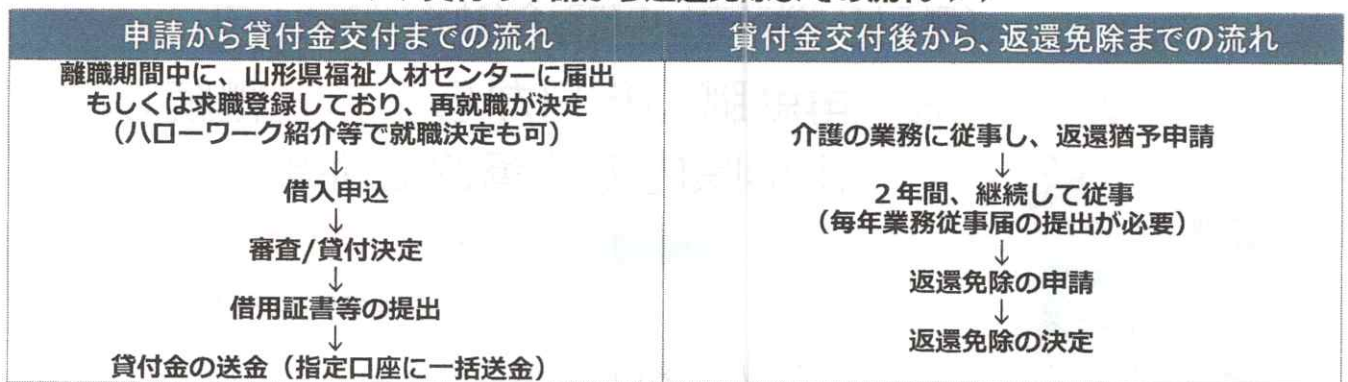
〒990-0021 山形市小白川町二丁目3-30 電話 023-633-7739

ホームページ <https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/>



<p><b>▶貸付額</b> <b>対象経費</b></p>	<p><b>40万円以内</b>      &lt;貸付金の使用例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの預け先を探す際の活動費</li> <li>・介護に係る情報収集や講習会参加経費、国家試験受験手数料、参考図書等の購入費</li> <li>・介護職員等として働く際に必要となる靴や、訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具や鞆等の被服費（各用具の上限額を1万円とする）</li> <li>・敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要な経費</li> <li>・通勤用の自転車又はバイクの購入費      など</li> </ul>
<p><b>▶保証人</b></p>	<p><b>1名必要</b></p> <p>原則、山形県内に住所を有し、申請者とは別に生計を営んでいる65歳未満の方で、市町村民税課税世帯の方</p>
<p><b>▶申請書類</b></p> <p>申請様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードしてください。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①再就職準備金貸付申請書（第1号様式）</li> <li>②再就職準備金利用計画書（第2号様式）</li> <li>③雇用（内定）に関する証明書（第3号様式）</li> <li>④過去に介護職として1年以上従事したことがわかる書類 （例：介護福祉士国家試験受験時の実務経験証明書の写し、源泉徴収票の写し、給与明細の写し、雇用保険離職票の写し等）または、実務経験証明書（第4号様式）</li> <li>⑤世帯員全員が記載された住民票（住民票謄本）</li> <li>⑥連帯保証人の収入を証明する書類</li> <li>⑦貸付金振込先口座通帳の写し</li> </ol> <p>※必要に応じて上記以外の書類提出を求める場合があります。</p>
<p><b>▶申請方法</b></p>	<p><b>必要書類を揃えて、山形県福祉人材センターに申請。</b></p>

<< 貸付の申請から返還免除までの流れ >>



<< 貸付金の返還 >>

介護職員として就職しなかった場合、他産業への転職、所定の期間前に介護の業務を自己都合で辞めた場合は、貸付金を返還しなければなりません。

お問合せ ≫ 社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター  
〒990-0021 山形市小白川町二丁目 3-30 電話 023-622-5699  
ホームページ <https://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/>



# 介護の仕事に再就職する方を応援します！

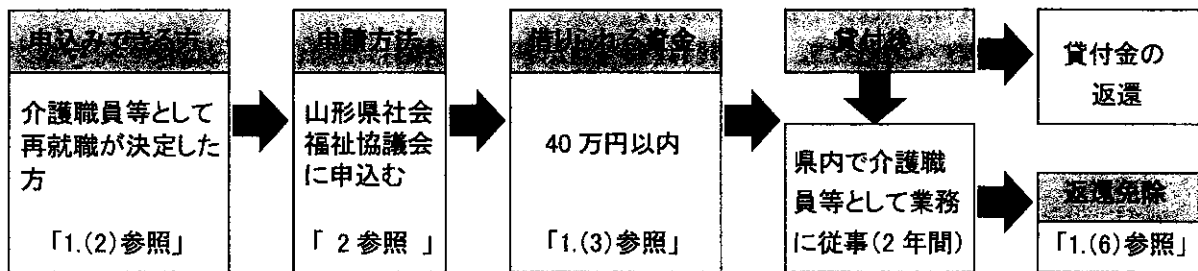
## 再就職準備金貸付のご案内

### 1. 再就職準備金貸付の概要

#### (1) 概要

この貸付制度は、介護職としての一定の知識及び経験を有する離職中の方に対し、介護職として再就労するにあたっての準備資金を貸付け、介護現場への復職を支援するものです。

貸付後、山形県内の介護保険サービス事業所等の介護職員として2年間継続して従事した場合は、返還が免除されます。



#### (2) 貸付対象者 (①から④のすべてを満たす方)

- ① 介護職員 (※1) としての実務経験を1年以上有する方
- ② 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員等として再就労するまでの間に山形県福祉人材センターに氏名、住所等の届出または求職登録を行っている方
- ③ 次のいずれかに該当する方
  - ・ 介護福祉士 ・ 介護福祉士実務者研修修了者 ・ 介護職員初任者研修修了者 (介護職員基礎研修、ヘルパー1級・2級を含む)
- ④ 山形県内の介護職員 (※1) として再就職が決定した方 (既に就職している方を除く)

(※1) 居宅サービス等 (介護保険法 (平成9年法律第123号) 第23条に規定する居宅サービス等) を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業 (同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業) 若しくは第一号通所事業 (同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業) を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等 (社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。) の業務である者

※ 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。

#### (3) 貸付内容

貸付金額： 40万円以内 (1人あたり1回限り)

貸付利子： 無利子 (ただし、返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。)

貸付対象となる経費 (再就職の際に必要な次に掲げる経費)：

- ・ 子どもの預け先を探す際の活動費
- ・ 介護に係る情報収集や講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ・ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具や靴等の被服費 (各用具の上限額を1万円とする)
- ・ 敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要となる経費
- ・ 通勤用の自転車又はバイクの購入費 (車の購入費、修繕費等は含まない) など

※ 貸付金使途に係る領収書は、返還が終了するまで保管して下さい。なお、後日国の検査等で支出内容を確認する場合があります。その際、支出が確認できない、使途があきらかに再就職準備として適当でない等の不適切事項がある場合は貸付金を返還していただくこともあります。



#### (4) 貸付金の交付

貸付契約後、一括交付します。

#### (5) 連帯保証人 (原則、①から③のすべてを満たす方を1名立てる必要があります。)

- ① 申請者とは別に生計を営んでいる方
- ② 山形県内に住所を有する方
- ③ 65歳未満の方で、市町村税課税世帯の方

※ 申請者が未成年の場合は、別途、法定代理人も連帯保証人として必要です。

#### (6) 返還の免除

山形県内の介護保険サービス事業所等に、介護職員として就労した日から2年間引き続きその業務に従事した場合は、返還が免除されます。

未就労、他産業への転就職、介護職員等を自己都合で退職した場合は、返還が必要となります。

#### (7) 返還

返還は一括または月賦(返還期間12か月以内)とします。返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。

### 2. 申請の手続き

貸付けを希望する方は、就職後3か月以内に次の書類を提出してください。

#### 申請に必要な書類

再就職準備金貸付申請書(第1号様式)に次の書類を添付して申し込んで下さい。

- ① 再就職準備金利用計画書(第2号様式)
- ② 雇用(内定)に関する証明書(第3号様式)
- ③ 過去に介護職として1年以上従事したことがわかる書類(例:介護福祉士国家試験受験時の実務経験証明書の写し、源泉徴収票や給与明細の写し、雇用保険離職票の写し等)または実務経験証明書(第4号様式)
- ④ 保有資格の取得証明書又は修了証明書の写し
- ⑤ 住民票謄本(発行後3か月以内、記載事項省略なし、個人番号不要)
- ⑥ 連帯保証人となる方の収入を証明する書類(最新のもの)
  - ア) 給与所得のみの場合  
→ 源泉徴収票の写し又は所得証明書(直近の給与支給明細書の写しを添付)
  - イ) 営業所得、農業所得、年金収入など給与所得以外の所得がある場合  
→ 確定申告書の写し又は所得証明書  
→ 年金振込通知書若しくは公的年金等の源泉徴収票の写し又は所得証明書
- ⑦ 貸付金振込先口座の通帳の写し

※ これら以外にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

### 3. 貸付可否の決定(事務手続きの予定)

提出された書類を審査し、貸付の可否を決定し、決定通知書を送付します。その後、貸付が決定した方と契約締結(借用書等の提出)し、貸付金を指定口座に一括で送金します。

(審査決定から送金まで4週間程度かかります。)

### 4. 申し込み先・問い合わせ先

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-30 電話 023(633)7739

※ 申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードできます。 <http://www.ymgt-shakyo.or.jp/jinzai/>



介護分野で働いてみませんか？

# 介護分野就職支援金

## 介護職の「介護分野就職支援金」とは

- ▶ 介護のお仕事に就職するための準備経費に係る費用について、**最大20万円**をお貸しします。
- ▶ 貸付金は2年間介護職員の業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。

たとえば、 このような費用に ご利用いただけます。  ※詳細は下のお問い合わせ先で ご確認ください。		
	子どもを預けるための費用	研修会受講料や図書費、 介護福祉士試験受験手数料等
		
転居に伴う費用	通勤用自転車・バイク等購入費	介護ウェア等の業務用被服費

## ご利用条件について

次の要件を全て満たす方が「介護分野就職支援金」の対象です。

- (1) 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等所定の研修を受講し、修了した方（※）
- (2) 介護保険サービス事業所に就職が決定した方
- (3) 介護分野就職支援金利用計画書を提出した方
- (4) 再就職準備金又は障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

※ 公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業が行っているものも含まれます。

就労と同時に研修を受講し、事後に研修修了証を提出すれば対象となりますので、事前にご相談ください。

## 返還の免除について

介護職員の業務に2年間従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

## お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター  
〒990-0021 山形市小白川町2-3-30 TEL: 023-633-7739  
ホームページ <https://www.ymgt-shakyo.or.jp>



他業種から新たに介護分野の仕事に就職する方を応援します！

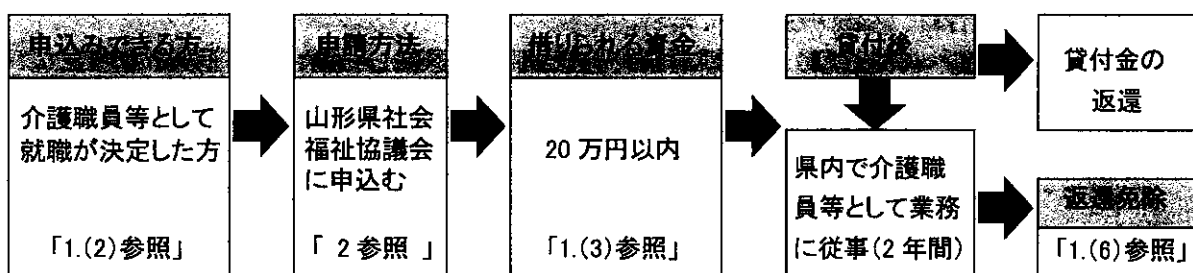
## 介護分野就職支援金のご案内

### 1. 介護分野就職支援金貸付の概要

#### (1) 概要

この貸付制度は、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金の貸付けを実施し、迅速に新たな人材を確保することを目的としています。

貸付け後、山形県内の介護保険サービス事業所等の介護職員として2年間継続して従事した場合は、返還が免除されます。



#### (2) 貸付対象者 (①から③のすべてを満たす方)

- ① 介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等所定の研修 (※1) を受講し、修了した方 (※2)
- ② 山形県内の介護職員 (※3) として新たに就職が決定した方
- ③ 「再就職準備金」「障害福祉分野就職支援金」の貸付けを受けていない方

(※1) 公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体や民間企業が行うものも含まれます。

(※2) 就労と同時に研修を受講した場合は、研修修了後に修了証を提出すれば対象となります。

(※3) 居宅サービス等 (介護保険法 (平成9年法律第123号) 第23条に規定する居宅サービス等) を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業 (同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業) 若しくは第一号通所事業 (同号ロに規定する第一号通所事業) を実施する事業所において介護職員その他主たる業務が介護等 (社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等をいう。) の業務である者。

※ 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。

#### (3) 貸付内容

貸付金額： 20万円以内 (1人あたり1回限り)

貸付利子： 無利子 (ただし、返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。)

貸付対象となる経費 (就職の際に必要な次に掲げる経費)：

- ・ 子どもの預け先を探す際の活動費
- ・ 介護に係る情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ・ 介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費 (各用具の上限額を1万円とする)
- ・ 敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要となる経費
- ・ 通勤用の自転車又はバイクの購入費 (車の購入費、修繕費等は含まない) など

※ 貸付金使途に係る領収書は、返還が終了するまで保管して下さい。なお、後日国の検査等で支出内容を確認する場合があります。その際、支出が確認できない、使途があきらかに就職準備として適当でない等の不適切事項がある場合は貸付金を返還していただくこともあります。



#### (4) 貸付金の交付

貸付契約後、一括交付します。

#### (5) 連帯保証人 (原則、①から③のすべてを満たす方を1名立てる必要があります。)

- ① 申請者とは別に生計を営んでいる方
- ② 山形県内に住所を有する方
- ③ 65歳未満の方で、市町村税課税世帯の方

※ 申請者が未成年の場合は、別途、法定代理人も連帯保証人として必要です。

#### (6) 返還の免除

山形県内の介護保険サービス事業所等に、介護職員として就労した日から2年間引き続きその業務に従事した場合は、返還が免除されます。

未就労、他産業への転就職、介護職員等を自己都合で退職した場合は、返還が必要となります。

#### (7) 返還

返還は一括または月賦(返還期間12か月以内)とします。返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。

### 2. 申請の手続き

貸付けを希望する方は、就職後3か月以内に次の書類を提出してください。

#### 申請に必要な書類

介護分野就職支援金貸付申請書(第1号様式)に次の書類を添付して申し込んで下さい。

- ① 介護分野就職支援金利用計画書(第2号様式)
- ② 雇用(内定)に関する証明書(第3号様式)
- ③ 保有資格の取得証明書又は修了証明書の写し
- ④ 住民票謄本(発行後3か月以内、記載事項省略なし、個人番号不要)
- ⑤ 連帯保証人となる方の収入を証明する書類(最新のもの)
  - ア) 給与所得のみの場合  
→ 源泉徴収票の写し又は所得証明書(直近の給与支給明細書の写しを添付)
  - イ) 営業所得、農業所得、年金収入など給与所得以外の所得がある場合  
→ 確定申告書の写し又は所得証明書  
→ 年金振込通知書若しくは公的年金等の源泉徴収票の写し又は所得証明書
- ⑥ 貸付金振込先口座の通帳の写し

※ これら以外にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

### 3. 貸付可否の決定(事務手続きの予定)

提出された書類を審査し、貸付けの可否を決定し、決定通知書を送付します。その後、貸付けが決定した方と契約締結(借用書等の提出)し、貸付金を指定口座に一括で送金します。

(審査決定から送金まで4週間程度かかります。)

### 4. 申し込み先・問い合わせ先

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-30 電話 023(633)7739

※ 申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードできます。 <http://www.ygmt-shakyo.or.jp/jinzai/>



# 障害福祉分野で働いてみませんか？

## 障害福祉分野就職支援金

### 障害福祉職員の「障害福祉分野就職支援金」とは

- ▶ 障害福祉のお仕事に就職するための準備経費に係る費用について、**最大20万円**をお貸しします。
- ▶ 貸付金は2年間障害福祉サービスの業務に従事することで、**返還が全額免除**されます。

たとえば、 このような費用に ご利用いただけます。  ※詳細は下のお問い合わせ先でご確認ください。		
	子どもを預けるための費用	研修会受講料や図書費、 介護福祉士試験受験手数料等
		
転居に伴う費用	通勤用自転車・バイク等購入費	介護ウェアなどの業務用被服費

### ご利用条件について

次の要件を全て満たす方が「障害福祉分野就職支援金」の対象です。

- (1) 次のいずれかの研修を受講し、修了した方（※）
  - 介護職員初任者研修
  - 居宅介護職員初任者研修
  - 障害者居宅介護従事者基礎研修
  - 重度訪問介護従事者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること）
  - 同行援護従事者養成研修（基礎、応用を受講すること）
  - 行動援護従事者養成研修
- (2) 障害福祉サービス事業所若しくは施設に就職が決定した方
- (3) 障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方
- (4) 再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

※ 公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体、民間企業が行っているものも含まれます。

就労と同時に研修を受講し、事後に研修修了証を提出すれば対象となりますので、事前にご相談ください。

### 返還の免除について

障害福祉職員の業務に2年間従事した場合等に、貸付金の返還が免除されます。

### お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター  
〒990-0021 山形市小白川町2-3-30 TEL：023-633-7739  
ホームページ <https://www.ymgt-shakyo.or.jp>



他業種から新たに障害福祉分野の仕事に就職する方を応援します！

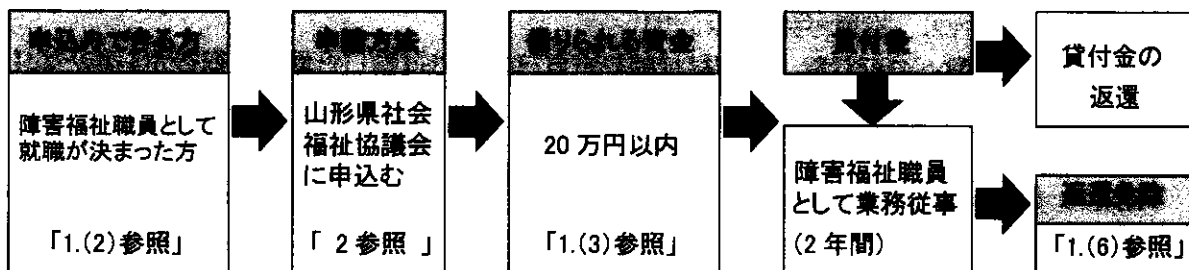
## 障害福祉分野就職支援金のご案内

### 1. 障害福祉分野就職支援金貸付の概要

#### (1) 概要

この貸付制度は、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の障害福祉分野における障害福祉職員としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金の貸付けを実施し、迅速に新たな人材を確保することを目的としています。

貸付け後、山形県内の障害福祉サービス事業所等の障害福祉職員として2年間継続して従事した場合は、返還が免除されます。



#### (2) 貸付対象者 (①から③のすべてを満たす方)

- ① 介護職員初任者研修等所定の研修 (※1) を受講し、修了した方 (※2)
- ② 山形県内の障害福祉サービス事業所に障害福祉職員 (※3) として新たに就職が決定した方
- ③ 「再就職準備金」「介護分野就職支援金」の貸付けを受けていない方

(※1) 公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体や民間企業が行うものも含まれます。

介護職員初任者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修 (基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること)、同行援護従業者養成研修 (基礎、応用を受講すること)、行動援護従業者養成研修のいずれかを修了した者。

(※2) 就労と同時に研修を受講する場合、研修修了後に修了証を提出すれば対象となります。

(※3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律 (障害者総合支援法) 第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法第4条の2に規定するサービスをいう) を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者

※ 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。

#### (3) 貸付内容

貸付金額： 20万円以内 (1人あたり1回限り)

貸付利子： 無利子 (ただし、返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。)

貸付対象となる経費 (就職の際に必要な次に掲げる経費)：

- ・ 子どもの預け先を探す際の活動費
- ・ 介護に係る情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ・ 障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費 (各用具の上限額を1万円とする)
- ・ 敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要となる経費
- ・ 通勤用の自転車又はバイクの購入費 (車の購入費、修繕費等は含まない) など

※ 貸付金使途に係る領収書は、返還が終了するまで保管して下さい。なお、後日国の検査等で支出内容を確認する場合があります。その際、支出が確認できない、使途があきらかに就職準備として適当でない等の不適切事項がある場合は貸付金を返還していただくこともあります。



#### (4) 貸付金の交付

貸付契約後、一括交付します。

#### (5) 連帯保証人 (原則、①から③のすべてを満たす方を1名立てる必要があります。)

- ① 申請者とは別に生計を営んでいる方
- ② 山形県内に住所を有する方
- ③ 65歳未満の方で、市町村税課税世帯の方

※ 申請者が未成年の場合は、別途、法定代理人も連帯保証人として必要です。

#### (6) 返還の免除

山形県内の介護保険サービス事業所等に、介護職員として就労した日から2年間引き続きその業務に従事した場合は、返還が免除されます。

未就労、他産業への転就職、障害福祉職員を自己都合で退職した場合、返還が必要となります。

#### (7) 返還

返還は一括または月賦(返還期間12か月以内)とします。返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。

### 2. 申請の手続き 貸付けを希望する方は、就職後3か月以内に次の書類を提出してください。

#### 申請に必要な書類

障害福祉分野就職支援金貸付申請書(第1号様式)に次の書類を添付して申し込んで下さい。

- ① 障害福祉分野就職支援金利用計画書(第2号様式)
- ② 雇用(内定)に関する証明書(第3号様式)
- ③ 保有資格の取得証明書又は修了証明書の写し
- ④ 住民票謄本(発行後3か月以内、記載事項省略なし、個人番号不要)
- ⑤ 連帯保証人となる方の収入を証明する書類(最新のもの)

ア) 給与所得のみの場合

→ 源泉徴収票の写し又は所得証明書(直近の給与支給明細書の写しを添付)

イ) 営業所得、農業所得、年金収入など給与所得以外の所得がある場合

→ 確定申告書の写し又は所得証明書

→ 年金振込通知書若しくは公的年金等の源泉徴収票の写し又は所得証明書

- ⑥ 貸付金振込先口座の通帳の写し

※ これら以外にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

### 3. 貸付可否の決定 (事務手続きの予定)

提出された書類を審査し、貸付けの可否を決定し、決定通知書を送付します。その後、貸付けが決定した方と契約締結(借用書等の提出)し、貸付金を指定口座に一括で送金します。

(審査決定から送金まで4週間程度かかります。)

### 4. 申し込み先・問い合わせ先

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-30 電話 023(633)7739

※ 申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードできます。 <http://www.ygmt-shakyo.or.jp/jinzai/>